

日程第2 議案第20号

市文化財の指定について

- | | |
|----------|-------------|
| 1 名称 | 集福寺境内・建造物群 |
| 2 種別及び種類 | 記念物・史跡 |
| 3 所在地 | 熊谷市下奈良551番地 |
| 4 管理者 | 宗教法人集福寺 |
| 5 概要 | |

集福寺の創建は、永仁年間（1293～1299）由良法燈圓明國師によって臨済宗法燈派の本山として開かれたと伝えられている。その後、天文年間（1532～1555）に、忍城主成田下総守親泰が開基となり、永平道元禅師法孫桂室秀芳大和尚を開祖とし、曹洞宗に改宗され、現在に至る。

本寺院は、広大な敷地に七堂伽藍を備え、多くの末寺を擁し、本寺格の寺院として幡羅郡下有数の名刹である。また、慈善家の歴代の吉田市右衛門家の寄進が大きく、本堂の改修等にも吉田家が果たした役割が大きいと考えられる。

集福寺境内及び建造物群において特筆すべき特徴の一つは、仏教の歴史とも関わる寺院の境内配置と建造物の構造である「七堂伽藍」形式を、現在まで残していることにある。建造物群については、江戸時代後期の建立が主であるが、伽藍形式が維持されているとともに、各建造物の技術的な水準が高く、法堂（本堂）及び仏殿の建築様式は、当時の社寺建築の変遷を知る上でも貴重な事例である。また、吉田市右衛門を中心とする地元の名主等が協力し、寺院の保存に努めたことの意義は大きく、境内地の保存も継続的に行われてきた経緯がある。北側に広がる境内林は埼玉県の「ふるさとの森」に選定され、寺院とともに一体となった自然景観は次世代に残していくべき文化遺産である。

このように、地域信仰に基づく寺院保存が現代に引き継がれたことの歴史的背景は高く評価できることから、本件は記念物・史跡としての価値を有していると考えられる。



法堂（本堂）



仏殿（右）と鐘楼（左）

日程第2 議案第21号

熊谷市文化財補助金交付基準要綱の一部を改正する告示

第2条第1項第1号中「又は市指定有形民俗文化財」を「、市指定有形民俗文化財又は市指定記念物」に改め、同条第2項中「指定」の次に「又は登録」を、「補助事業」の次に「(以下「国等補助事業」という。)」加え、「場合で」を「場合であって」に改め、同条に次の1項を加える。

3 国等補助事業が行われない場合は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定により補助金を交付することができる。

第3条第1項ただし書中「1件につき10万円以内」を「その経費のおおむね2分の1以内」に改め、同条第2項中「国又は県の指定を受けた文化財に係る国又は県の補助事業」を「国等補助事業」に改め、同条に次の1項を加える。

3 国等補助事業が行われない場合は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定により補助金を交付することができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

熊谷市文化財補助金交付基準要綱の一部を改正する告示案新旧
対照表

熊谷市文化財補助金交付基準要綱（平成17年教育委員会告示
第9号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（修理又は保存に係る補助金の額）</p> <p>第2条 市指定文化財の修理又は保存のために交付することができる補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、市指定文化財の補助金の額は、予算の定める範囲内とし、その限度額は、1件につき500万円とする。</p> <p>(1) 市指定有形文化財、<u>市指定有形民俗文化財又は市指定記念物</u>を修理し、又は保存する場合 その経費のおおむね2分の1以内の額</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>2 国又は県の指定<u>又は登録</u>を受けた文化財に係る国又は県の補助事業（以下「<u>国等補助事業</u>」という。）が行われる<u>場合であって</u>、市が該当文化財への補助を併せて行うときは、市の補助金の額は、補助対象経費から国又は県の補助金を差し引いた額のおおむね2分の1以内の額とする。</p> <p>3 <u>国等補助事業が行われない場合は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定により補助金を交付することができる。</u></p> <p>（管理に係る補助金の額）</p> <p>第3条 指定文化財の管理のために交付することができる補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、指定文化財の補助金の額は、予算の定める範囲内とし、その限度額は、<u>その経費のおおむね2分の1以内</u>の額とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p>	<p>（修理又は保存に係る補助金の額）</p> <p>第2条 市指定文化財の修理又は保存のために交付することができる補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、市指定文化財の補助金の額は、予算の定める範囲内とし、その限度額は、1件につき500万円とする。</p> <p>(1) 市指定有形文化財 <u>又は市指定有形民俗文化財</u>を修理し、又は保存する場合 その経費のおおむね2分の1以内の額</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>2 国又は県の指定を受けた文化財に係る国又は県の補助事業が行われる<u>場合</u>で、市が該当文化財への補助を併せて行うときは、市の補助金の額は、補助対象経費から国又は県の補助金を差し引いた額のおおむね2分の1以内の額とする。</p> <p>（管理に係る補助金の額）</p> <p>第3条 指定文化財の管理のために交付することができる補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、指定文化財の補助金の額は、予算の定める範囲内とし、その限度額は、<u>1件につき10万円以内</u>の額とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>2 <u>国等補助事業</u>が行われる場合であつて、市が当該文化財への補助を併せて行うときは、市の補助金の額は、補助対象経費から国又は県の補助金を差し引いた額のおおむね2分の1以内の額とする。</p> <p>3 <u>国等補助事業が行われない場合は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定により補助金を交付することができる。</u></p>	<p>2 <u>国又は県の指定を受けた文化財に係る国又は県の補助事業</u>が行われる場合であつて、市が当該文化財への補助を併せて行うときは、市の補助金の額は、補助対象経費から国又は県の補助金を差し引いた額のおおむね2分の1以内の額とする。</p>